

徳島県統計協会が発行する徳島県民手帳への広告掲載に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島県統計協会(以下「協会」という。)が発行する徳島県民手帳への広告掲載(以下「広告」という。)の取り扱いについて、協会広告事業実施要領(以下「要領」という。)第8条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告の内容は、協会が発行する徳島県民手帳の公共性、品位及び信頼性を損なう恐れのないもの並びに協会が推奨している等、県民の誤解を招く恐れのないものとし、要領第3条第1項各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

2 要領第3条2項各号に掲げる業種又は業者に係る広告は掲載することができない。

3 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、徳島県の指名停止措置等を受けている者等の広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の禁止表現)

第3条 広告は、協会の情報と錯誤する恐れのある表現や画像、その他広告の表現として適当でないと認められるものは、原則としてこれを禁止する。

(広告の制限表現)

第4条 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(掲載の申し込み)

第5条 広告掲載希望者は、協会が指定する申込書により、郵送、ファクシミリ、または、電子メールで、協会が指定する期間内に申し込むこととする。

(広告の中止等)

第6条 協会は、前3条に定める内容について、広告の掲載前に具体の判断をするものとし、必要に応じて当該広告の全部又は一部について掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く掲載の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲載を中止するものとする。

(広告の掲載順位)

第7条 広告の掲載を希望する者の広告掲載希望が重複した場合においては、広告の掲載の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 本県の地場産業や産品、その他観光関連産業及び多数の県民が利用できる文化、スポーツ、レクリエーション施設等、県内産業の活性化と県政の振興並びに本県のイメージアップを図るにふさわしいもの

(2) 営利を目的としない法人, または私企業のうち公共性が高いもの

(3) 県内に事業所等(本社, 支店, 営業所, 店舗等)を有する者

2 広告掲載の可否は, 常任理事が決定する。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか, 広告掲載に関し必要な事項については, 別に定める。

附 則

この基準は, 令和3年7月29日から施行し, 2022年版以降の徳島県民手帳に掲載する広告に通用する。